

工事を施行するみなさまへ

(都市計画法による開発許可・盛土規制法による宅地造成・特定盛土等に関する工事の許可)

この資料は、「都計法第29条第1項の開発許可を受けた開発行為に関する工事」又は「宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、盛土規制法第12条第1項の許可を受けた工事」の工事施行者、現場管理者及び設計者（工事監理者を含む。以下、同じ。）が、当該工事の施行にあたって、留意すべき事項（工事主が留意すべき事項のうち、工事施行者に関係する事項を含む。）をまとめたものです。

工事施行者、現場管理者及び設計者のみなさまは、この資料を必ず御覧になった上で、工事に着手してください。

※ 「都計法第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなす開発行為に関する工事」及び「盛土規制法第15条第1項の規定により許可があったものとみなす工事」についても、この資料を準用します。

(この資料の目次)

1	許可及び規定等の確認	2
2	標識の掲示	2
3	工事の着手	2
4	工事施行中の措置及び対応等	3
5	工事に係る手続等	3
6	工事の廃止	4
7	工事の計画の変更	4
8	定期報告	4
9	市細則による指定工程の確認	5
10	盛土規制法による中間検査	6
11	現場検査・確認（盛土規制法による中間検査・市細則による指定工程の確認・完了検査）	6
12	写真の撮影	7
13	工事施行状況に係る資料	7
14	工事完了	7
資料1	撮影が必要な工事施行写真について	9
資料2	地盤改良・砕石置換・基礎ぐいに係る工事施行写真・図書について	10
資料3	擁壁の工程確認（現場確認）のポイント	11

(工事に係る担当部署)

区域区分	担当部署		電話	電子メール
市街化区域の場合	建築局 宅地審査課 指導担当	北東部（緑・青葉・都筑・鶴見・西・中・港北）	045-671-4516 045-671-4518	kc-taku-mail@city.yokohama.lg.jp
		南西部（南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・神奈川）	045-671-4515 045-671-4517	
市街化調整区域の場合	建築局	調整区域課 指導担当	045-671-4521	kc-chou-mail@city.yokohama.lg.jp

(この資料の用語の定義)

用語	定義
都計法	都市計画法
都計法細則	横浜市都市計画法施行細則
盛土規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法
盛土規制法細則	横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
開発調整条例	横浜市開発事業等の調整等に関する条例
工事主	開発許可を受けた者又は盛土規制法の許可を受けた者
工事施行区域	開発許可の場合にあつては、開発区域。 盛土規制法の許可の場合にあつては、工事施行区域。
担当部署	上記（工事に係る担当部署）のとおり。

(様式がダウンロードできる横浜市のウェブサイト)

都市計画法による開発許可関係	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/kaihatsu/shoshiki-kaihatu.html
盛土規制法による許可関係	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/morido/shoshiki-morido.html
工事施行関係	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/koji.html

1 許可及び規定等の確認

工事主、工事施行者、設計者及び現場管理者は、許可を受けたら、許可の内容及び許可の条件を確認するとともに、関係する法令、横浜市規則及び手引を確認した上で、工事の施行を行わなければなりません。（許可条件）

2 標識の掲示

(1) 掲示が必要な標識（都計法細則第9条第1項・盛土規制法第49条）

工事主は、許可を受けたら、「許可の種別」及び「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の有無」に応じた標識を掲示しなければなりません。

許可の種別	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の有無	設置が必要な標識 (様式あり)
開発許可	無	・ 都市計画法による開発行為許可済の標識
	有(※)	・ 都市計画法による開発行為許可済の標識 ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可済標識
盛土規制法の許可	有	・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可済標識

※ 許可通知書・許可証に添付された「宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要」の「許可対象の種別」の「宅地造成」又は「特定盛土等」にチェックがあるもの。

(2) 標識の掲示の方法（都計法細則第9条第3項・盛土規制法細則第26条・許可条件）

(1)の標識の掲示は、次のアからオに掲げるとおり行うものとします。

ア 標識は、工事施行区域が道路に接する場合にあっては、工事施行区域が道路に接する部分とし、工事施行区域が道路に接しない場合にあっては、周辺住民が見やすい箇所に設置すること。

イ 標識は、風雨等のため容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理すること。

ウ 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可済標識」に貼付する見取図は、許可に係る造成計画平面図とすること。

エ 標識は、工事が完了するまでの間掲示すること。

オ 設置した標識に記載した事項又は貼付した造成計画平面図について変更があった場合は、速やかに、当該標識の記載事項の修正若しくは追記又は造成計画平面図の貼替えを行うこと。

3 工事の着手

(1) 工事着手の届出（都計法細則第12条・盛土規制法細則第18条・許可条件）

工事主が工事に着手しようとするときは、工事の現場管理者を定め、工事着手前に担当部署に次の表の図書（1部）を提出する必要があります。

提出が必要な図書	備考
開発行為に関する工事着手届出書（様式あり）	・ 開発許可の場合に提出が必要です。
宅地造成等に関する工事の着手届出書（様式あり）	・ 盛土規制法の許可の場合に提出が必要です。
緊急連絡体制表（様式あり）	
主要な工事の工程表	
2(1)の標識の写真（遠景・近景）	・ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面が確認できるものとします。
その他市長が必要と認めるもの	

(2) 建築確認及び建築制限等の解除（許可の付記事項）

許可を受けた工事と併せて建築物を建築するときは、建築物の建築に着手する前に、あらかじめ、建築基準法による建築確認を受ける必要があります。

また、開発許可の場合は、許可を受けた工事と併せて建築物の建築又は特定工作物の建設をするときには、建築物の建築又は特定工作物の建設に着手する前に、あらかじめ、都計法第37条第1号の建築制限等の解除の承認を得る必要があります。

(3) 擁壁の影響を受ける予定建築物がある場合の工事の着手（許可条件）

工事において設置する擁壁が、予定する建築物に影響を及ぼす場合は、工事主は当該建築物について建築基準法の確認済証の交付を受けた後に、開発行為、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に着手しなければなりません。

(4) 許可の条件による工事の着手（許可条件）

許可のときに、工事の着手に条件を付している場合がありますので、留意してください。

(5) 山留め工事の施工計画書等の提出（許可の付記事項）

許可を受けた工事の工事主、設計者及び工事施行者は、当該工事における地上高さ5メートルを超える擁壁等に係る工事により、高さ5メートルを超える根切り工事を行う場合は、当該根切り工事を行う7日前までに、「山留め工事の施工計画書（様式あり）（構造物により山留めを行う場合は、山留めの構造計算書を添付。）」を、担当部署に提出してください。

(6) **鉄筋継手に関する品質管理・検査計画書の提出**（許可の付記事項）

許可を受けた工事の工事主、設計者及び工事施行者は、当該工事における地上高さ 5メートルを超える擁壁等に係る工事において、鉄筋の継手の構造方法を重ね継手以外の方法とする場合は、当該工事に着手する前までに、「鉄筋継手に関する品質管理・検査計画書（様式あり）」を、担当部署に提出してください。

(7) **工事着手前の説明等**（許可の付記事項）

許可を受けた工事の工事主、工事施行者及び現場管理者は、工事の着手前に、工事の内容及び工事による工事施行区域周辺の環境への影響について、周辺地域住民に説明し、調整を図ってください。

4 工事施行中の措置及び対応等

(1) **災害防止措置**（許可条件）

工事の工事施行者及び現場管理者は、工事施行中において、常時安全な状態に保ち、崖崩れ又は土砂の流出による災害（以下「災害」といいます。）を防止する措置を講じなければなりません。この場合において、流土止め、山留め、土のう、防水シート、土堰堤、排水施設、調整池及び沈砂池その他の災害を防止するために必要なもの（仮設のものを含む。）を設置し、工事の施行期間中、その機能を損なわないように、維持管理を行うものとします。

(2) **大雨時等の措置**（許可条件）

大雨時及び気象通報により大雨が予測されるときは、工事施行者又は現場管理者は、工事の現場に常駐しなければならないが、また、工事の工事施行者は、工事を中断し、大雨による災害を防止する措置を講じなければなりません。

(3) **災害発生時の措置等**（許可条件）

工事に伴う災害が発生した場合は、工事の工事施行者及び現場管理者は、速やかに、二次災害の発生及び災害の拡大を防止する応急措置を講ずるとともに、担当部署、土木事務所及び消防署に当該災害に係る事項について報告しなければなりません。

(4) **工事の中断等**（許可条件）

工事主、工事施行者及び現場管理者は、工事をやむを得ず中断する場合は、あらかじめ、その旨を担当部署に届け出るとともに、中断による災害の発生を防止する措置を講じなければなりません。

(5) **盛土に係る仮設排水工等**（許可条件）

工事施行者は、高さ 15メートルを超える盛土をする場合又は溪流等その他の雨水その他の地表水又は地下水が多いことが想定される土地に盛土をする場合（※）は、盛土をするに当たって、地下水排除工としての仮設排水及び盛土内の水位のモニタリングを行わなければなりません。

なお、当該モニタリングにおいて、水位の上昇が確認された場合は、速やかに、担当部署に報告するとともに、工事主及び設計者は、工事の計画を変更し、追加で地下水排除工を行わなければなりません。

※ 溪流等に該当する土地かは、許可通知書・許可証に添付された「宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要」の「実施する地下水排除工等」の「仮設排水工」にチェックがある場合。

(6) **工事施行中の周知**（許可の付記事項）

工事主、工事施行者及び現場管理者は、工事の着手から完了までの間、定期的に施行する工事の工程及び当該工程の工事による工事施行区域周辺への影響について、周辺地域住民に周知してください。

(7) **第三者の立入防止措置**（許可の付記事項）

工事施行者及び現場管理者は、工事施行区域内に第三者が容易に立ち入ることができない措置を講じてください。

(8) **交通整理員の配置**（許可の付記事項）

工事施行者及び現場管理者は、工事車両の通行による事故の発生を防止し、及び当該車両以外の車両及び歩行者の通行の安全を確保するよう、工事車両の工事施行区域への出入口その他の安全上必要な箇所、工事施行中において交通整理員を常時配置してください。

(9) **工事の施行方法の一連性**（許可の付記事項）

許可を受けた工事とそれ以外の工事の施行方法が一連する場合は、一体のものとして取り扱う場合があります。工事施行者は、工事施行区域の外周に仮囲い等を設置し、許可を受けた工事とそれ以外の工事が一連しないようにしてください。

5 工事に係る手続等（許可の付記事項）

(1) **道路管理者との協議等**

工事主、工事施行者及び現場管理者は、工事車両による土石の搬入出のために使用する道路について、工事着手前に道路管理者と協議し、その指示に従ってください。

なお、工事の施行に伴い道路及び下水道その他の公共施設等を破損又は汚損した場合は、公共施設管理者等の指示に従って、自費で原状復旧してください。

(2) **道水路境界杭**

工事主及び工事施行者は、工事の施行に当たり、道水路に係る境界杭が移動又は損傷するおそれがあるときは、当該境界杭の存置・復元方法等について、あらかじめ、土木事務所と協議してください。また、道水路に係る境界杭の移動又は損傷が生じた場合は、速やかに土木事務所に報告してください。

(3) **道水路の占用**

工事主及び工事施行者は、道路法による道路を占用して工事を施行する場合は、道路法第 32 条の規定により、あらかじめ、道路占用許可申請書を土木事務所に提出し、道路管理者の許可を受けてください。また、工事施行区域周辺の道水路に、工事の資材及び器材等を放置しないでください。

(4) 道路の自費工事

工事主及び工事施行者は、道路法による道路に係る工事を施行する場合は、道路法第 24 条及び道路管理者以外の者の行う道路の工事等に関する規則の規定により、あらかじめ、道路工事等施行承認申請書を土木事務所に提出し、道路管理者の承認を受けなければなりません。

(5) 下水道の自費工事

工事主及び工事施行者は、工事施行区域外の公共・一般下水道施設に関する工事を行おうとするときは、下水道法第 16 条及び横浜市下水道条例第 33 条の規定により、あらかじめ、公共・一般下水道施設築造工事等申請書を土木事務所に提出し、市長の承認を受けなければなりません。

(6) 排水設備の計画の確認

工事主及び工事施行者は、工事に伴い排水設備の新設、増設又は改築を行おうとするときは、あらかじめ、横浜市下水道条例第 4 条の規定による排水設備の計画の確認を受けなければなりません。

(7) 排水施設の接続

工事主及び工事施行者は、排水施設を私有管等に接続する場合及び新たに私道内に設ける場合は、当該権利者に対し事前にその旨を説明し、トラブルにならないよう対応してください。

(8) 公道移管に係る排水施設

工事主及び工事施行者は、工事において排水施設を設置する土地について、将来、公道に移管を希望する場合は、排水施設の本管及び取付管の管径・勾配・土被り及び人孔の構造等の基準が、排水設備と公共下水道では異なることに留意し、公共下水道の基準に適合した排水施設を設置してください。

6 工事の廃止（許可条件）

工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、工事主及び工事施行者は、工事に伴う災害の発生を防止する措置及び工事によって損なわれた公共施設等の機能を回復する措置を講ずるとともに、工事主は、「開発行為に関する工事の廃止の届出書（様式あり）」（1 部）を担当部署に提出しなければなりません。この場合において、工事主は、当該措置が適切に講ぜられたかについて市長の確認を受けた後に、当該工事を廃止するものとします。

7 工事の計画の変更

(1) 変更に係る工事の着手（許可条件）

工事主は、工事の計画どおりの工事施行が困難な場合など、工事の計画を変更しようとするときは、次のアかつイに掲げる確認又はウに掲げる許可を受けた後（工事施行区域の範囲が拡大する変更の場合あっては、ウに掲げる許可を受けた後）に、当該変更に係る工事に着手しなければなりません。

ア 公共施設管理者等（市長）との変更事前協議における、当該変更に係る工事の計画が基準に適合していることの確認

イ 担当部署との変更事前協議における、当該変更に係る工事の計画が基準に適合していることの確認

ウ 都市計画法第 35 条の 2 第 1 項又は盛土規制法第 16 条第 1 項の変更の許可

(2) 土質等が計画と異なる場合（許可条件）

工事主、設計者、工事施行者及び現場管理者は、工事の現場の土質及び許容応力度の地盤が、工事の計画と異なる場合は、速やかに、担当部署に報告するとともに、必要に応じて地盤調査又は工事の計画の変更を行わなければなりません。

(3) 地下水の確認（許可条件）

工事主、設計者、工事施行者及び現場管理者は、工事に着手した後に、工事施行区域において地下水の侵入及び湧出がないか調査し、地下水の侵入及び湧出が確認された場合は、速やかに、担当部署に報告するとともに、必要に応じて工事の計画の変更を行わなければなりません。

8 定期報告（盛土規制法第 19 条）

工事主は、許可通知書又は許可証等に添付された定期報告・中間検査についての通知文を参照し、定期報告が必要な場合は、3 月ごと（初回は許可の日から 3 か月以内、2 回目以後は前回の提出から 3 か月以内）に次の表の図書（1 部）を担当部署に提出しなければなりません。

※ 開発許可の場合も、定期報告が必要な工事があります。

定期報告が必要な図書	備考等
宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る定期報告書（様式あり）	
報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	・ 定期報告書の提出日の 7 日以内に撮影したものに限りです。 ・ 盛土又は切土をしている土地及びその周辺の土地の全体が写るように、複数以上撮影したものの提出が必要です。
上記写真を撮影した箇所を示した図面	・ 造成計画平面図、排水施設の平面図、擁壁の配置図又は崖面崩壊防止施設の配置図等に、3 の写真を撮影した箇所を明示したものの提出が必要です。 ・ 必要に応じて宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行した範囲を明示してください。
その他市長が必要と認める図書	

9 市細則による指定工程の確認（都計法細則第13条第1項及び第2項・盛土規制法細則第19条第1項及び第3項・許可条件）

(1) 指定工程に係る届出及び確認

工事施行者は、市長が指定する工程（(2)の表のとおり。）（以下「指定工程」といいます。）に達するときは、その旨を担当部署に口頭にて届け出なければなりません。

また、届出があったときは、担当部署が当該工程に係る工事について基準に適合しているかどうかの確認（原則として現地での確認）を行うものとします。

※ 別途、現場確認の予約が必要です。詳しくは、11を参照してください。

※ 工事の施行状況等により、写真その他の図書による確認とする場合や、確認を不要とする場合がありますが、原則として現地での確認を行いますので、現地確認を行うことを踏まえて工程を組んでください。

(2) 指定工程

1 工事区分	2 工程	3 市長が2の工程を指定する場合
擁壁（※）に係る工事 ※ 地上高さ1メートル超のものに限る。	根切り（砕石置換及び浅層地盤改良のための根切りを含む。）を完了したとき。	擁壁を設置する場合
	地盤改良を完了したとき。	深層混合処理での地盤改良（柱状改良）を行う場合
	基礎ぐいの打設を完了したとき。	基礎ぐいを設置する場合
	基礎配筋を完了したとき。	鉄筋コンクリート造擁壁を設置する場合
	壁配筋を完了したとき。	
	練積み造擁壁を、擁壁に必要な根入れの高さまで築造したとき。	練積み造擁壁を設置する場合
	見付高さ3mを超える練積み造擁壁を、擁壁の下端から3分の1の高さまで築造したとき。	
盛土に係る工事	盛土をする地盤面（砕石置換及び浅層地盤改良の原地盤面を含む。）の処理を完了したとき。	高さ9メートルを超える盛土をする場合
	盛土をする地盤及びその周辺の地盤の改良を完了したとき。	
	盛土をする斜面の段切を完了したとき。	基礎排水層又は水平排水層を設置する場合
	盛土をする前の地盤面への透水層の設置を完了したとき。	
切土に係る工事	切土をして崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆うものを除く。）を生じさせたとき（当該崖面を保護する措置を行う前）。	崖の勾配が45度超の切土のり面を造成する場合
排水施設に係る工事	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置したとき（法第18条第1項の規定による中間検査を行う工程を除く。）。	地下水排除工として暗渠排水工を行う場合
崖を覆う建築物（許可にあたって審査対象としたものに限る。）に係る工事	根切り（砕石置換及び浅層地盤改良のための根切りを含む。）を完了したとき。	左記の工事を行う場合
	地盤改良を完了したとき。	深層混合処理での地盤改良（柱状改良）を行う場合
	基礎ぐいの打設を完了したとき。	基礎ぐいを設置する場合
	配筋を完了したとき。	左記の工事を行う場合

(3) 指定工程の現地確認等

工事主、工事施行者、設計者及び現場管理者は、担当部署が指定工程に係る工事について確認を行う場合は、次のアからウに掲げる対応を行うなど、これに協力しなければなりません。

ア 確認に際しては、あらかじめ基準に適合しているか、及び工事の計画のとおりであるか自主確認を行い、指定工程に係る工事に応じた「工程確認報告書」に自主確認の結果を記入の上、用意するものとします。

※ 12(3)の「写真の撮影方法」により、撮影を分けるものは、「工程確認報告書」も分けて作成してください。

※ 現場確認及び自主確認にあたっては、あらかじめ資料3「擁壁の工程確認（現場確認）のポイント」を参照してください。

イ 現地確認を行う場合は、現地に図面（許可を受けたときの図面（変更の事前協議を行った場合又は変更許可を受けた場合は、変更後のもの））及び13(1)の資料を用意しておくものとします。

ウ 擁壁に係る工事の根切りを完了したとき（床付け）の工程の現地確認を行う場合は、擁壁を設置する位置及び地盤面（当該地盤面で地耐力が不足する場合は、さらに掘削した後の支持地盤面（※））が確認できるようにし、コーンペネトロメーター等の器具又は平板載荷試験等の結果を用意するものとします。

※ 擁壁を設置する地盤面から支持地盤面までの深さ1メートルを超える場合は、計画の変更が必要な場合があるため、現地確認の前に、設計者を通じて、担当部署に報告するものとします。

エ 擁壁に係る工事の配筋が完了したときの工程の現地確認を行う場合は、鉄筋の圧延マークが確認できるようにマーキング等を行うものとします。

(4) 指定工程の後の工程の着手

担当部署が指定工程の確認を行う場合は、確認を行う指定工程後の工程に係る工事は、当該指定工程に係る工事が基準に適合していることを確認した後でなければ、することができないものとします。

10 盛土規制法による中間検査（盛土規制法第18条）

(1) 中間検査の要否・特定工程の確認

許可通知書又は許可証等に添付された定期報告・中間検査についての通知文を参照し、「中間検査の要否」及び「中間検査が必要な特定工程」を確認してください。

※ 開発許可の場合も、中間検査が必要な工事があります。

(2) 中間検査の申請

中間検査が必要な場合は、工事主は、特定工程（暗渠排水工に係る排水施設の設置）に係る工事を終えた日から4日以内に、担当部署に次の表の図書（1部）を提出して、中間検査を申請する必要があります。

※ 別途、現場検査の予約が必要です。詳しくは、11を参照してください。

※ 工事施行上の都合により、中間検査を複数回に分けて申請する場合は、あらかじめ、担当部署に相談してください。複数回に分けて申請する場合は、その都度、次の図書の提出及び(3)の中間検査の申請手数料の支払いが必要です。

提出が必要な図書	備考等
中間検査申請書（様式あり）	
位置図	・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
造成計画平面図	・ 図面に記載された暗渠排水工に係る排水施設のうち、今回の中間検査を申請するものを赤線で囲い、既に中間検査を受検したものを青線で囲い、今回以後に中間検査を受検する予定のものを緑線で囲うものとします。
排水施設の平面図	

(3) 中間検査の申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積	申請手数料（円）	盛土又は切土をする土地の面積	申請手数料（円）
3,000 m ² 以下	3,100	40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以下	24,800
3,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	6,200	70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下	43,400
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以下	12,400	100,000 m ² を超えるもの	62,100

(4) 合格証の交付と特定工程の後の工程の工事施行

中間検査に合格した場合は、合格証を交付します。特定工程の後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工程に係る工事）は、合格証の交付後でなければ施行することはできません。

11 現場検査・確認（盛土規制法による中間検査・市細則による指定工程の確認・完了検査）

(1) 現場検査・確認を行う日時

区域区分	区	現場検査・現場確認を行う日時	
		曜日 (横浜市の日を除く。)	時間
市街化区域	鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、旭、港北、緑、瀬谷、泉青葉、都筑	月・火・木・金	午後 (時間の指定はできません。)
	港南	月～金	
	磯子・金沢	火・金	
	戸塚・栄	月・水・木	
市街化調整区域		建築局調整区域課の担当に御確認ください。	

(2) 現場検査・確認の予約

工事施行者、設計者又は現場管理者は、現場検査・確認を希望する日の2開庁日前までに、担当部署に電話して、又は担当部署の窓口にて、現場検査・確認の予約をしてください。（予約状況によっては、希望日に現場検査・確認を行うことができない場合があります。）

(3) 現場検査・確認の前の自主検査・確認

工事施行者、設計者及び現場管理者は、現場検査・確認を受ける前に、あらかじめ基準に適合しているか、及び工事の計画のとおりであるか自主検査・確認（必要な地盤調査等の実施を含みます。）を行ってください。

(4) 現場検査・確認の予約変更（中止・延期）

工事施行者、設計者又は現場管理者は、自主検査・確認の結果や、工事の進捗、天候等により、予約した日に現場検査・確認を行うことが困難な場合は、必ず予約した日の午前8:45～9:00に担当部署に電話して、その旨をお伝えください。

※ 現場検査・確認に係る工程が完了していない場合は、現場検査・確認は実施しません。

(5) 現場検査・確認の時間確認等

工事施行者、設計者又は現場管理者は、現場検査・確認の予約日当日の午前10:00～12:00に、必ず担当部署に電話して、現場検査・確認の時間を確認してください。また、その際に、自主検査・確認の状況を報告してください。

※ 交通状況や、前の現場検査・確認の状況等により、お伝えする時間から前後する場合がありますので、御了承ください。

12 写真の撮影（都計法細則第13条第3項及び第13条の2・盛土規制法細則第19条第4項及び第23条第1項・許可条件）

(1) 写真の撮影

工事施行者及び現場管理者は、工事の施行が基準に適合していることを確認できるように、写真を撮影しなければなりません。

(2) 写真を撮影する必要があるもの

資料1「撮影が必要な工事施行写真について」及び資料2「地盤改良・砕石置換・基礎ぐいに係る工事施行写真・図書について」のとおり。

(3) 写真の撮影方法

写真は、次のアからオのとおり、撮影しなければなりません。

ア 工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影すること。

※ 工事の場所（建築敷地番号等）、工事の内容（擁壁の種類等）、工程の内容（根切りの完了、擁壁の底版配筋の完了等）、工程に係る計画の内容（擁壁の配筋の径・ピッチ、擁壁の厚さ等）及び撮影年月日を記入した黒板等をあてて撮影するものとします。

イ 擁壁その他の工作物を撮影する場合は、当該工作物に箱尺等の測定器具をあてて、近景及び遠景で撮影し、当該工作物の寸法及び計測箇所が明確に確認できるように撮影すること。

ウ 工事の内容（例：擁壁の種類、擁壁を設置する地盤の種類別、擁壁の設置箇所等）が異なる場合及び工事の工程（例：擁壁の底版の配筋が完了した工程、縦壁の配筋が完了した工程等）が異なる場合は、工事の内容ごと、かつ、工事の工程ごとに撮影すること。

エ 同一の工事の工程であっても、当該工事を施行する延長が20メートルを超える場合は、延長20メートルを標準とする範囲ごとに撮影すること。

オ 工事に着手する前及び工事が完了した時の状況を遠景及び近景で撮影すること。

13 工事施行状況に係る資料（都計法細則第13条第3項及び第13条の2・盛土規制法細則第19条第4項及び第5項並びに第23条第1項・許可条件）

(1) 写真の整理及び資料の保管

工事施行者及び現場管理者は、12の撮影した写真と、工事の施行が基準に適合していることを確認できる図書（14(4)の表及び資料2「地盤改良・砕石置換・基礎ぐいに係る工事施行写真・図書について」を参照してください。）を整理して資料として整備し、検査済証の交付を受けるまで保管しなければなりません。

※ 擁壁の写真は、建築敷地等ごと、かつ、擁壁の種類ごとに、工程の順に並べて整理し、インデックス、擁壁の配置図、擁壁の構造図等を使用して、分かりやすいものとしてください。

※ 根切りが完了した後に行った、コーンペネトロメーターの計測に係る資料（換算表を含む。）及び平板載荷試験等の地盤調査の結果は、根切りが完了した写真と一緒に保管してください。

※ 撮影した写真では、工事の施行状況等が分かりにくい場合は、写真を掲載する紙面の余白に、説明を補記してください。

(2) 資料の提出

工事の工事施行者及び現場管理者は、担当部署が、(1)の資料の提出を求めた場合は、当該資料を担当部署に提出しなければなりません。

※ 当該資料は、工事の現場に常に備えておくようにしてください。



14 工事完了

(1) 工事に係る土石の除却（許可条件）

工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積する場合は、工事の完了時に、当該土石は全て除却しなければなりません。ただし、工事施行区域外における土石の堆積であって、当該土石の堆積に関する工事について、盛土規制法の許可を受けている場合を除きます。

(2) 工事完了届出書等の提出・完了検査（都計法第36条第1項・盛土規制法第17条第1項）

工事が完了したときは、工事主は、担当部署に次の表の図書（1部）を提出し、完了検査（現場検査及び(4)の工事施行状況報告書の審査）を受ける必要があります。

※ 盛土規制法の許可の場合は、工事が完了した日から4日以内に提出する必要があります。

※ 別途、現場検査の予約が必要です。担当部署が行う現場検査の詳細は、11を参照してください。

提出が必要な図書	備考
工事完了届出書（様式あり）	開発許可の場合に提出が必要です。
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書（様式あり）	盛土規制法の許可の場合に提出が必要です。
位置図	
土地利用計画図	開発許可の場合に提出が必要です。
造成計画平面図	盛土規制法の許可の場合に提出が必要です。

(3) 関係部署の完了検査等

工事主は、(2)の工事完了届出書等の提出後、速やかに、次の表のとおり、手続の種別に応じて、関係部署の完了検査を受けなければなりません。

手続の種別	必要な手続
開発許可	都計法関係の手続
	許可に係る協議・審査を行った部署（公共施設管理者等）に工事の完了を届け出て、完了検査を受けなければなりません。（許可条件）
	開発調整条例関係の手続
	整備基準に係る協議・審査を行った部署（公共施設管理者等）に工事の完了を届け出て、完了検査を受けなければなりません。（開発調整条例の同意条件）
盛土規制法の許可の手続	土木事務所（工事施行区域が1,000平方メートル未満の場合）又は下水道河川局管路保全課（工事施行区域が1,000平方メートル以上の場合）に工事の完了を届け出て、排水施設について完了検査を受けなければなりません。（許可条件）

(4) 工事施行状況報告書の提出（都計法細則第13条の2・盛土規制法細則第23条第1項・許可条件）

工事主は、(2)の工事完了届出書等の提出後、速やかに、工事施行状況報告書に次の表に掲げる工事の施行が基準に適合していることを確認できる図書を添付して、担当部署に提出しなければなりません。

添付図書	添付が必要な場合	備考
工程確認報告書（写し可）	擁壁に係る工事を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> 市職員が確認結果を記入したものを提出してください。 13(1)のとおり、整理したものを提出してください。
工事施行写真	全件	<ul style="list-style-type: none"> 12、13、資料1「撮影が必要な工事施行写真について」及び資料2「地盤改良・砕石置換・基礎ぐいに係る工事施行写真・図書について」を参照してください。 13(1)のとおり、整理したものを提出してください。
コンクリート使用報告書	擁壁に係る工事を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> 生コンクリート納入伝票（写し可）を添付してください。
コンクリート強度試験結果報告書	地上高さ5メートルを超える擁壁に係る工事を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> 第三者機関による試験結果報告書を添付してください。
鉄筋継手の検査結果報告書	地上高さ5メートルを超える擁壁等に係る工事において、鉄筋の継手の構造方法を重ね継手以外の方法とする場合	<ul style="list-style-type: none"> 第三者機関による試験結果報告書を添付してください。
地盤改良・砕石置換・基礎ぐいに係る資料	地盤改良、砕石置換又は基礎ぐいの設置を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 資料2「地盤改良・砕石置換・基礎ぐいに係る工事施行写真・図書について」を参照してください。
地盤調査に係る資料	工事着手後に地盤調査を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手後に、平板載荷試験等の地盤調査を行った場合は、調査結果資料一式を提出してください。
盛土に係る資料	高さ9メートルを超える盛土を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> 盛土材料、盛土の締め固めに関する資料等を提出してください。
軟弱地盤対策に係る資料	軟弱地盤対策工を行った場合	
その他市長が必要と認める資料		

資料1 撮影が必要な工事施行写真について

写真の撮影を行う必要があるものは、次の表のとおりです。ただし、地盤改良や、基礎ぐいの設置を行う場合は、資料2「地盤改良・砕石置換・基礎ぐいに係る工事施行写真・図書について」の記載の写真の撮影も必要です。

なお、次の表にない工事を行う場合は、撮影する必要がある工事の工程を担当部署に確認してください。

※ 「写真の撮影方法」及び「写真の整理及び資料の保管」については、12(3)及び13(1)を参照してください。

※ 崖を覆う建築物（許可にあたって審査対象としたものに限る。）に係る工事を行う場合は、次の表の「鉄筋コンクリート造擁壁に係る工事」の内容を準用します。

工事全体	
全景	着手前、完了時（工事の着手前と完了時と同じ箇所、区域全体が確認できる箇所数）
鉄筋コンクリート造擁壁に係る工事	
床付け	地耐力、地下水の有無確認状況
砕石	砕石敷設状況（厚さ）
捨てコン	打設後確認状況（厚さ）
底版配筋	径、ピッチ及び元端厚、かぶり厚、トップ筋長、底版長の確認状況
縦壁・ウイング配筋	径、ピッチ及び元端厚、かぶり厚、トップ筋・定着長の確認状況
ハンチ・コーナー補強	径、ピッチ及びかぶり厚確認状況
出来形	躯体検尺状況（底版厚、底版長、壁厚、壁長、ハンチ・コーナー補強寸法）
止水コンクリート	打設状況（幅、厚さ）
透水層・水抜穴	砕石：幅30cm以上確認状況、透水マット：設置状況、水抜穴の位置・寸法
埋め戻し	転圧状況（30cmごとマーキング）
間知石（ブロック）練積み造擁壁に係る工事	
床付け	地耐力、地下水の有無確認状況
砕石	砕石敷設状況（厚さ）
基礎	出来形検尺状況
石（ブロック）及び胴込めコンクリート	GL部分：法定根入れ深さ及びGL厚 その他の部分：2～3段以内ごとに厚み確認状況
裏込め砕石（透水層）	数段ごとに厚み確認状況（盛土タイプの場合は別途寸法図作成・添付）
止水コンクリート	打設状況（幅、厚さ）
小口止め、隔壁	配筋（径、ピッチ、定着長）、壁厚
盛土に係る暗渠排水工、基盤排水層及び水平排水層に係る工事	
暗渠排水工	暗渠排水管の設置地盤面、設置状況、砕石等での埋めた状況
基盤排水層・水平排水層	基盤排水層・水平排水層の設置地盤面、設置状況、 ϕ とん籠等の地下水の排出口の工事施行状況
盛土に係る工事（高さ9メートルを超える盛土をする場合）	
原地盤面の床付け	地耐力、地下水の有無確認状況
原地盤面の段切り	施工状況（幅、高さ）
盛土の締固め	転圧状況（30cmごと）
盛土のり面の造成完了	全景、のり面の勾配、小段の幅、排水施設の設置状況（高さ3m超の盛土のり面の場合）
その他の工事	
切土のり面に係る工事	・土質確認状況（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆わない場合。） ・全景、のり面の勾配、小段の幅、排水施設の設置状況（高さ5m超の切土のり面の場合）
のり面保護に係る工事	施工状況
軟弱地盤対策に係る工事	軟弱地盤の除却、置換土・改良土の転圧状況（30cmごと）等の施工状況
自主管理道路整備に係る工事	路盤の敷設状況（各層の厚さ）、側溝の敷設状況 ※工程確認は実施しません
中間検査・工程確認時の指摘事項の是正工事	是正前後の状況（黒板等に指摘内容を記載）

資料2 地盤改良・碎石置換・基礎ぐいに係る工事施行写真・図書について

浅層混合処理による地盤改良（セメント系固化材による地盤改良）又は碎石置換	
改良・置換底（支持地盤面）の土質、改良・置換深さ（写真）	支持地盤面（改良・置換底）と、擁壁を設置する地盤面（計画床付け面）の位置が分かるように撮影（改良・置換底で必要地耐力を確保する必要があります。）
改良・置換後床付け面（写真）	改良・置換後の擁壁を設置する地盤面（計画床付け面）を撮影（改良・置換した範囲が分かるように）
施工状況（写真）	攪拌、敷き均し、締固め（30cm 以内ごと）の状況等を撮影
改良土の強度試験（データ、写真）（地盤改良の場合）	一軸圧縮試験：供試体採取状況（採取位置）、試験結果の報告 平板載荷試験等：試験状況（試験箇所）、試験結果の報告
深層混合処理による地盤改良（柱状改良）	
改良体の配置（写真）	計画図上の改良体の位置にスプレーでマーキング（付番）をし、箱尺等をあてて本数及び間隔（ずれ具合）が分かるように撮影
改良体の径（写真）	攪拌翼の径、改良体頭部に箱尺等をあてて撮影
施工状況（写真）	攪拌状況を撮影
支持地盤の確認（データ）	電流計、トルク計、柱状図などによる支持地盤到達の確認データ（深度、径ごと）
改良体長（データ）	ヘッド先端深度を測定 ※計画値と著しく異なる場合は、照査資料を提出
固化材添加量（データ、写真）	固化材の添加量の管理データ、空袋（ナンバリング）を撮影
改良体の強度確認（データ、写真）	供試体採取状況（採取位置）、試験数、平均強度を報告
（技術審査証明工法の場合） 技術審査証明に基づく施工管理報告	採用した工法の技術審査証明に基づき、施工マニュアルに則った施工がされていることを報告
（技術審査証明工法ではない場合） 技術審査証明のない深層改良工法の施工結果報告	「技術審査証明のない深層改良工法の施工結果報告書（様式あり）」を記入し、改良体の一軸圧縮試験結果等必要資料と共に提出 ※ 許可書類に添付の品質管理計画書に則って施工すること
基礎ぐい	
打設状況（写真）	試験ぐいの実施状況、各ぐいの打設状況（少なくともタイプ別、20本に1本）を撮影
ぐいの配置（写真）	箱尺等をあててぐい径、ぐい長、ぐい間隔が分かるように撮影
ぐい頭処理・補強筋（写真）	ぐい頭補強筋の径、本数、かぶり厚、定着長、ぐい頭の底版への出寸法が分かるように撮影
ぐいの継手（試験結果）	溶接継手又は無溶接継手の適否
支持地盤の確認（データ）	電流計、トルク計、柱状図などによる支持地盤確認データ
芯ずれ、ぐいの出寸法測定（測定図面）	打設後、X方向Y方向それぞれ配置図とのずれとぐい頭の出寸法を測定し、ぐい伏図等に記入したもの
芯ずれ検討（計算書）	許容値を超える芯ずれが生じていた場合、計算による検討を提出 （あらかじめ検討してある場合を除く。）
【参考】「杭工事施工結果報告書（様式あり）」を利用し報告することも可とする。	

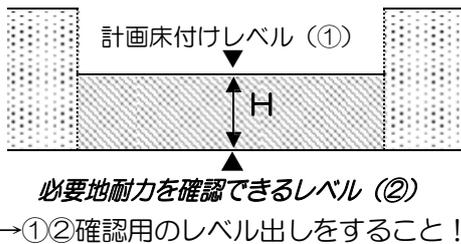
資料3 擁壁の工程確認（現場確認）のポイント

①床付け（根切り）の現場確認（基礎ぐいの設置・地盤改良の計画がない場合）

(1) 計画床付け（擁壁を設置する地盤面）レベルで必要地耐力が確認できた場合

確認方法	適用地耐力	工程確認時必要資料
コア補測	100kN 以下	換算表（完了時に提出要）
平板載荷試験	—	速報値（完了時に調査会社による最終報告書の提出要）
地盤調査結果	—	地盤調査報告書（床付けレベルを記入したもの）
目視	—	盛土規制法の手引 表：地盤の許容応力度（建築基準法施行令第93条の規定及び参考）

(2) 計画床付け（擁壁を設置する地盤面）レベルで必要地耐力が確認できなかった場合

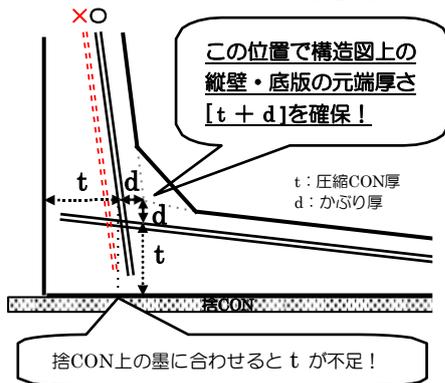


計画上の床付レベル (1) で必要地耐力が確認できなかった場合、必要地耐力を確認できるレベル (2) まで掘削・床付けの上、現場確認を受けてください。
 なお、掘削深さ (H) が概ね1mを超える場合、地盤改良が必要となり、品質管理をしなければなりません。
 （概ね2mを超える場合は、計画変更が必要です。）

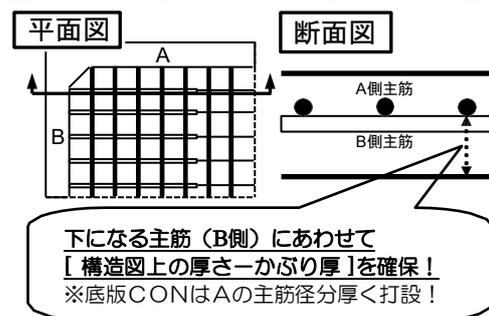
※床付け現場確認時は、擁壁の底版範囲全体の地盤が確認できるように（底版範囲を明示）しておいてください。

②鉄筋コンクリート造擁壁 配筋の現場確認

(1) 縦壁・底版にテーパがある場合



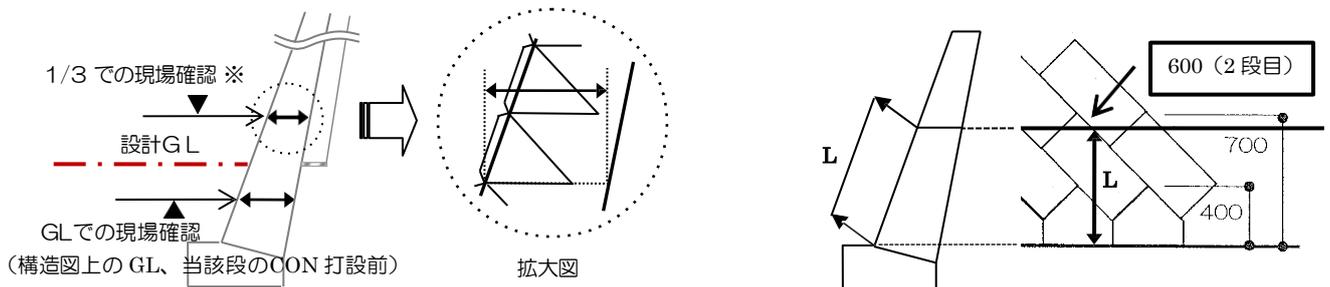
(2) 底版主筋が異なる方向で重なる場合（L型擁壁）



※隅部の角度が 90 度未満となる場合は、底版主筋を寄せず、土圧との垂直（鉄筋あき寸法）を確保する。

③間知石（ブロック）練積み造擁壁 GL、1/3 の現場確認

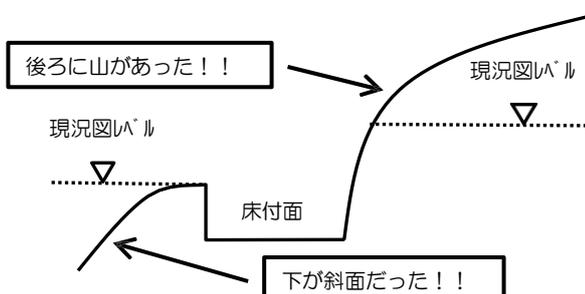
(1) 現場確認のタイミング (2) 裏込CON厚の測り方 (3) 谷積み→平積み段数への換算方法



※5mタイプ→7段目、4mタイプ→5段目（固定）

※斜寸法Lを300mmで割り、段数を算出

④現場確認前に調整が必要なケース（現地と計画図面の不整合等）



＜後ろに山がある場合＞

→擁壁が構造上負担できる土の高さを超える可能性あり

＜下が斜面の場合＞

→擁壁に必要な根入れ深さが不足する可能性あり

このほか、山留設置に伴い擁壁の位置を動かす必要が生じた場合等は、速やかに設計者に相談してください。

※透水マットの山留壁への貼付施工は仕様外のため不可

日頃より適切な現場管理ありがとうございます！本格運用となりました！

令和 8 年 4 月 1 日 より

高さ2m以下のGL、配筋は、
現場での検査を行いません！

現場検査を効率化します！



現場の施工スピード

市の検査を待つことなく、現場代理人等による自主管理で進められます。



盛土規制法へのスムーズな対応

追加された法に基づき中間検査等を、少しでも速く行えるようにします。



相談等の対応時間

現場への移動時間が縮減し、その分を他の業務へ割り振れます。



注意！

床付の検査、施工写真の提出はなくなります！
これまで以上に、責任ある現場管理をお願いします！
必ず「工事を施行するみなさまへ」をご覧ください！
不備がある場合は検済を交付できません！

